

## 給与改定特例法の施行に伴う特地勤務手当基礎額等に係る読替

### 1. 趣旨

特地勤務手当については、その算定基礎に異動日に受けている俸給及び扶養手当を含むため、俸給月額の引下げ改定があった場合においては、引上げ改定があった場合の取扱いとの均衡を考慮して、改定があった年の4月1日から改正法施行日の前日までの間に特地官署等に勤務することになった職員等の支給額の算出基礎となる特地勤務手当基礎額を改正後の俸給月額等とする措置を講じてきている。

### 2. 給与改定特例法の施行に伴う特地勤務手当基礎額等に係る読替

#### ○ 特地勤務手当関係（第2条第3項の改正）

平成23年4月1日から給与改定特例法施行日の前日までに特地官署に勤務することになった職員等の特地勤務手当基礎額に係る読替（読替は太字下線部分）

##### ・ 読替前（第2条第2項）

$$\left\{ \begin{array}{l} (\text{特地官署に勤務することになった日等に受けている俸給+扶養手当}) \times 1/2 \\ + \\ (\text{現に受ける俸給+扶養手当}) \times 1/2 \end{array} \right\} \times \text{支給割合}$$

※ 「現に受ける俸給」は、給与改定特例法による改正後の俸給



##### ・ 読替後（第2条第2項）

$$\left\{ \begin{array}{l} (\text{特地官署に勤務することになった日等に係る俸給について給与改定特例法による改正後の給与法等によるものとした場合の俸給+扶養手当}) \times 1/2 \\ + \\ (\text{現に受ける俸給+扶養手当}) \times 1/2 \end{array} \right\} \times \text{支給割合}$$

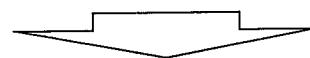
※ 「現に受ける俸給」は、給与改定特例法による改正後の俸給

#### ○ 特地勤務手当に準する手当関係（第4条第3項の改正）

平成23年4月1日から給与改定特例法施行日の前日までに特地官署又は準特地官署（特地官署等）に異動等した職員の特地勤務手当に準する手当の算定基礎に係る読替（読替は太字下線部分）

##### ・ 読替前（第4条第2項）

$$(\text{特地官署等に異動等した日に受けている俸給+扶養手当}) \times \text{支給割合}$$



##### ・ 読替後（第4条第2項）

$$(\text{特地官署等に異動等した日に係る俸給について給与改定特例法による改正後の給与法等によるものとした場合の俸給+扶養手当}) \times \text{支給割合}$$

### 3. 55歳超の職員の特地勤務手当等の月額から減ずる額の算定基礎に係る読替 (第6条の2第4項、第6条の4第4項の改正)

平成23年4月1日から給与改定特例法施行日の前日までに特地官署等に勤務することになった55歳超の職員等について、特地勤務手当等の月額から減ずる額の算定基礎となる特地官署に勤務することになった日等に受けている俸給等を2に準じて読替

### 4. 育児短時間勤務職員等であった職員に係る2及び3の読替（第2条第4項、第4条第4項の改正）

育児短時間勤務職員等であった職員のうち平成23年4月1日から給与改定特例法施行日の前日までに特地官署等に勤務することになった職員等の特地勤務手当基礎額等を、2及び3により読み替えて適用する第2条第2項、第4条第2項、第6条の2第1項又は第6条の4第1項の規定について、第2条第4項各号、第4条第4項各号、第6条の2第5項各号又は第6条の4第5項各号の規定により読替